

監査報告書

令和元年 5月 24日

公益財団法人 正光会
理事長 渡部 健一郎 殿

監事 目 肇



監事 高橋 弘



私たち監事は、当法人の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の理事の職務の執行について調査を行いました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について、検討いたしました。

さらに、会計監査人から、当該事業年度の監査を行うに当たり特に考慮した監査上の危険、監査計画及び実施した監査手続等の報告を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正に幣杏を行っていることを確かめました。

以上の方法によって、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について、検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に伴い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等の監査結果

会計監査人河野隆及び黒木敬の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

以上